

## 「むら」解体の法的契機

—明治初年から同中期までを中心に—

熊谷 開 作

一、はじめに

一つの組織のもとに共通の目的をもってあつまり、共同の生活をいとなむ集団の一種として「むら」を考えることができるであろう。

しかし、歴史のなかでわたくしたちがみる多くの集団は、そのなかにさまざまな階層をふくんでおり、また、中央国家機関の末端組織としての性格をつよくおびている。その組織が主として中央国家機関のために機能し、集団自体がいとむ共同の生活がなくなってしまうような場合には、そこに「むら」をみることはむずかしいであろう。現在の村落社会のなかに右のような共同体としての「むら」を見出すことは、かなり困難になっているといわなければならぬであろうけれど、そのことをこころ〇〇年ほどの歴史のなかでふりかえてみると、かなり大きな動きがあったことに気がつく。その動きを、法の変動とともに一瞥してみようというのが本稿の目的である。「むら」・村落共同体が解体した原因は、いろいろなところに求められるであろう。それらいろいろな原因のなかで、法的契機がどれほどの比重をもつかということは、重要な問題であるとともに解くことの困難な問題であるように思われる。そのこと、つまり、何が法の制定・適用に作用したか、また、法が他の社会的諸因とどのようにかかわったか、ということについては、ここではふれないで論をすすめたいと思う。

右のように問題を限定した上で、「むら」解体の法的契機を考えてみたいと思うのであるが、それは「むら」の組織の点、「むら」の財産の点、「むら」がもった公証機能の点、などから検討を加えることができるであろう。そのうち、最後の点については、ここではふれないことにし、はじめの二点について概観を行うことにしたいと思う。

### 二、「むら」組織の解体

「むら」共同体は、過去の歴史のなかで何回にもわかれて解体し

てきたと思われるのだが、明治時代においてきわめて大きな契機となったのは、明治二十一年四月十七日公布（同二十二年四月一日実施）の市制・町村制によってであった。

維新直後、五月四月九日の太政官布告第一一七号は、その第一条ですてに庄屋・名主・年寄などを廃止し、戸長・副戸長をおくことにし、「むら」の旧組織の廢止を明らかにしたが、その方針はかならずしも円滑に実現されなかった。九年十月十七日の「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」の第一条が、金穀の公借や共有地所建物の売買につき、正副区戸長とともに区内すべての町村の總代の同意を必要としたのは「むら」組織をかんとんに払拭できなかった一例といふことができよう。つづいて「むら」は三新法の時代を迎えた。明治十一年七月二十二日の三新法のうちの一つである郡区町村編制法の第二条は「郡町村ノ区域名称ハ總テ旧ニ依ル」として「むら」復活の可能性を与えたが、その直後の八月二十六日の内務省達乙第五四号は戸長公選の原則を明らかにした。これも、村政への村民参加の可能性を残すものとして評価しなければならぬであろう。同じ三新法のなかでも、府県会規則が、地租五円以上納入者を選挙権者、同十円以上納入者を被選挙権として、それ以下のものを府県政から遮断したこととくらべ、村民の「むら」における地位を考へるべきであろう（この二つの制度の比較については、大島太郎「地方制度（法体制準備期）」―『講座日本近代法発達史』5、勸草書房、が一つの解釈を示している）。しかし、それから間もなく、村民が村政から遮断されるときがやってきた。十七年五月七日の太政官達第四一号が戸長官選制を定めたのがそれであるが、下つて二十一年四月十七日の市制・町村制（法律第一号）の公布と実施は、「むら」を急速に解体させ、代つて行政村を急造する契機とな

つた。この町村制について、住民と公民、町村会の組織と選挙、に関する規定をみるだけでも、そこで志向された行政村の性格が明確になるであろう。まず、町村内に住居を有するものが住民とされた（第六条）、そのうち、独立の男子で、二年以上（一）町村の住民となり、（二）町村の負担を分任し、（三）地租を納めるか直接国税を年に二円以上納めるものを公民とし、公民に村政参加のみちを開いた（第七条）。しかし、町村会の組織と選挙についての規定をみても明らかのように、直接町村税の納税の多寡によつて一級選挙人と二級選挙人の別を設ける（第一三条）など、町村制によつてつくられた行政村は、階級的性格をつよくおびるものとなつた。

明治中期以降の「むら」を考へる場合、町村制が規定した村を無視することはできないと思ふ。町村制によつてつくられた村―町村合併は、二十一年六月十三日の内務大臣訓令によつて急速にすすむ―は、明治時代の行政の末端機関として重要な役割を果すようになり、その後の「村」のあり方に対してきわめて深い影響を与えたものと思はれる。

明治二十一年の町村制によつて、「むら」は解体の方向へ大きく動き出したけれど、「むら」のすべてがそれによつて解体したのではなかった。とくに、「むら」の財産は、ときに、村民によつて命がけでまもられたのであり、その解体は、今日においてもなお、行いていけないというべきであろう。その点から、「むら」財産の解体は、「むら」組織の解体よりもおくれるといえると思ふ。

### 三、「むら」財産の解体

「むら」財産の性格がはげしく論ぜられるのは、山林原野についてである。明治六年の地所名称区別につづく、同七年十一月七日の

改正は、全国の山林原野を分けて官有と民有とした。維新政府は、「むら」の財産と考えられていたもので、かなり広汎に官有地へ編入（官没）したのであり、そのことが全国各地で多くの騒擾をひきおこした。ここでは、町村制が実施された直後に展開された入会権の法定化の問題を瞥見し、「むら」解体後に残存が予想され、今日まで問題を残している「むら」の財産と入会権の問題を考えておきたい。

町村制実施の直後に公布された二十三年四月二十一日の旧民法には入会権に関する規定は存しなかった。これが問題にされたのは、旧民法の実施・延期をめぐる法典論争においてであった。そのため旧民法の実施延期が決ったのちに設置された法典調査会は、入会に関する慣習を全国にわたって集めた。それによると入会が、細民を救護したり、家計を補ったりして村民の生活を支えていることが明らかになった。そうした村民と入会との関係を反映させて民法のなかに入会権の規定をおくことになり、三十一年七月十六日実施の民法は二か条の入会権に関する規定を設けた。

しかし、このようにして、入会権の規定が民法のなかにおかれたけれど、入会権がもともと「むら」に旧村を基盤として観念されてきたものであったため、明治末期から大正期・昭和初期の部落有財産統一の政策（「むら」財産を「むら」組織とともに解体しようとする政策）と齟齬を来たすことがしばしばであった。このことは、「むら」の解体について欠くことのできない問題を提起するのであり、それについて、中央政府の政策との関連において行なわれた調査や研究、また、法学の領域から行なわれた調査や研究は、かなりの数にのぼっていると思われる。しかし「むら」の動くすがたを、その面から記録するということは、あまり行なわれていなかったように

思われる。「むら」解体の実態を知るためにも、「むら」財産が、いま、どのような状態にあるかについて、いそいで調査する必要があるように思われる。